

多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る選定審査基準書

1 審査方針

事業受託事業者選定に関する審査は、「多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る選定審査委員会設置要領」に基づき設置された審査委員会にて、事業者の提案（書類及びプレゼンテーション等）を審査することで行う。

審査対象者が1事業者の場合も、下記審査項目を適用するものとし、最低基準点（満点の5割）未満の場合は選定しないものとする。

2 第一次審査の進め方

応募事業者に対して提出書類に基づき、法人の実績や企画提案内容について審査基準表の評価項目により審査を行い、点数を付ける。審査内容については以下のとおりとする。

(1) 審査項目（1, 020点満点）

	評価軸	審査項目	審査事項
1	事業理解 （180点満点） ※審査員一人につき30点満点	委託事業の内容を理解・的確な提案の有無	①生活困窮者自立支援制度について十分に理解をしているか。また生活保護制度について理解をしているか。 ②支援対象者及びその世帯全体を多角的に分析し、十分に理解しているか。 ③本業務における事業者の役割を十分に理解しているか。
2	事業計画・取組 （240点満点） ※審査員一人につき40点満点	事業に対して有効な計画の内容か	①支援対象者への取り組みは妥当で効果が見込めるか。 ②関係団体や関連機関との連携及びネットワークづくり、社会資源の開拓の提案は期待できるものか。 ③支援メニューや各支援事業との連携、プランに基づく終了後のフォローの取り組みについて有効な内容か。 ④ひきこもりの方へのアプローチ及び支援、居場所に関する取り組みの提案は期待できるものか。
3	業務実施体制 （240点満点） ※審査員一人につき40点満点	相談支援員の配置及び支援体制の整備	①支援員の人材確保（募集、採用活動等）・処遇改善（賃上げの仕組み、有給休暇取得の推奨等）を図っているか。 ②各支援員の育成事業等（キャリアアップの仕組み、研修機会の充実）は整っているか。 ③各支援員の資格、適性、サポート体制は妥当か。経験者配置があるか。 ④自立相談支援事業（就労支援を含む）、家計改善支援事業、就労準備支援事業、ひきこもり支援推進事業、被保護者就労準備支援事業及び居住支援事業を一体的に実施できる体制が整っているか。
4	過去実績 （180点満点）	業務遂行のための経験の有無	他自治体での同種事業の実績や今回の業務に生かせる関連事業の実績は十分か。

5	経費積算 (180点満点)	積算見積書の 金額	経費積算は妥当な内容か。
---	------------------	--------------	--------------

※審査項目1、2、3は審査員による審査とし、4、5は事務局による審査とする。

(2) 審査方法

応募事業者に対して提出書類に基づき、法人の実績や企画提案内容について審査基準表の評価項目により審査を行い、点数を付ける。審査員ひとりにつき、項目1～3で110点満点とし、項目4～5の事務局審査と合わせて1,020点満点とする。第一次審査の各評価の合計点が最低基準点(満点の5割)を上回った者のうち、合計点が高い順に上位3者を第一次審査通過者に選定する。

また、同点の場合でランク付けを明確にする必要がある場合は、審査員の投票で決する。なお、投票においても同数の場合は、委員長により決する。

(3) 評価基準書

	審査 事項	評価及び得点				
		特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1	①	10点	8点	5点	3点	1点
	②	10点	8点	5点	3点	1点
	③	10点	8点	5点	3点	1点
2	①	10点	8点	5点	3点	1点
	②	10点	8点	5点	3点	1点
	③	10点	8点	5点	3点	1点
	④	10点	8点	5点	3点	1点
3	①	10点	8点	5点	3点	1点
	②	10点	8点	5点	3点	1点
	③	10点	8点	5点	3点	1点
	④	10点	8点	5点	3点	1点
4	-	以下(4)のとおり				
5	-	以下(5)のとおり				

(4) 参加事業者の過去実績における評価基準

参加事業者の過去実績	得点
標準要求書に記載する実施事業すべての官公庁における受託実績が過去3年間で5団体以上	180点
標準要求書に記載する実施事業のうちひきこもり支援推進事業を除く事業すべての官公庁における受託実績が過去3年間で5団体以上	156点
標準要求書に記載する実施事業すべての官公庁における受託実績が過去3年間で3～4団体以上	132点
標準要求書に記載する実施事業のうちひきこもり支援推進事業を除く事業すべての官公庁における受託実績が過去3年間で3～4団体以上	108点

標準要求書に記載する実施事業すべての官公庁における受託実績が過去３年間で１～２団体以上	８０点
標準要求書に記載する実施事業のうちひきこもり支援推進事業を除く事業すべての官公庁における受託実績が過去３年間で１～２団体以上	６４点
標準要求書に記載する実施事業のいずれかの事業について官公庁の受託実績がある場合	４８点
標準要求書に記載する実施事業のいずれの事業も官公庁の受託実績がない場合	０点

（５）提案価格における評価基準

提案価格は、【様式３－１】と【様式３－２】の経費見積書２通の見積額を合算し、以下の方法にて評価及び得点を算定する。

落札率 ＝ 見積金額（税込） ÷ 契約目途額：１４７，５８９，２００円（税込）

得点 ＝ （１－落札率）×７２０

※落札率が「０．７５」を下回る場合は、「０．７５」として算定するものとする。

※落札率は小数点第３位四捨五入、得点は小数点第１位四捨五入をする。

※各経費見積書の見積額が、契約目途総額のうち、それぞれの内訳に掲げる合計額を上回る場合は失格とする。契約目途総額のうちそれぞれの事業の内訳額は「多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る受託事業者選定募集要項・提案依頼書」を参照すること。

３ 第二次審査の進め方

第二次審査は、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、事業計画・提案内容の的確性・実効性について、審査会が評価を行う。審査内容については以下の通りとする。

（１）審査項目（４８０点満点）

	審査軸及び配点	審査事項
１	提案内容（４８０点満点） ※審査員一人につき ８０点満点	① 事業の目的を達成するための提案が具体的で実行性がある内容となっているか。 ② 提案書の内容と合致した説明となっているか。 ③ 事業目的を達成する上で、事業の進め方は工夫がされているか。 ④ 他自治体での同種事業による実績等より、実績業務を遂行するための経験及び知見を有し、適切かつ効果的な支援が期待できるか。

※審査項目１は審査員による審査とする。

（２）審査方法

第一次審査通過者からプレゼンテーションを受け、あわせてヒアリングを行った上で、審査基準表の評価項目に対して審査委員会として点数を付ける。第一次審査の得点と第二次審査の得点を合わせた合計点の高い順にランク付けを行い、最適受託候補者及び次席者を選定する。第一次審査と第二次審査の満点は１，５００点とする。

また、同点の場合でランク付けを明確にする必要がある場合は、審査員の投票で決する。なお、投票においても同数の場合は、委員長により決する。

(3) 評価基準書

	審査 事項	評価及び得点				
		特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1	①	20点	16点	10点	6点	2点
	②	20点	16点	10点	6点	2点
	③	20点	16点	10点	6点	2点
	④	20点	16点	10点	6点	2点